

議案第 19 号

生駒市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 21 年 3 月 10 日

生駒市長 山下 真

生駒市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正  
する条例

生駒市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和 43 年 7 月  
生駒市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「(財産の種類等)」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 宅地造成事業に関して受けた寄附以外であっても、公共施設整備基金特別会  
計歳入歳出予算に定める額をこの基金に積み立てることができる。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。